

令和5年度 第3回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日時 令和6年(2024年)1月22日(月) 13:00~13:30

場所 オンラインによる開催(Zoom)

1 開会

○事務局(石川課長補佐)：

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第3回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐の石川です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日はzoomによるオンライン開催とさせていただきます。Webでの会議の円滑な進行のため、出席者の皆様につきましては、通常時はマイクをオフにいただき、ご発言をされる場合は、「手を挙げるボタン」などで、合図をしていただければ、こちらからご指名しますので、マイクをオンにしてご発言をお願いします。委員等の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。日本たばこ産業株式会社北海道支社の尾崎部長代理です。本日の出席者ですが14名中、11名の皆様にご出席をいただいております。なお、北海道市長会、北海道町村会、北海道商工会議所連合会の各委員は用務の都合で欠席される旨、確認しております。出席の皆様、本日もよろしくお願いいたします。また、本日、視聴者として参加されている方については、マイク、カメラは常時オフにさせていただくようお願いいたします。

続いて、本日の資料ですが、資料1~6までの6種になっております。事前にメールでお送りしております資料をお手元にご用意していただくようお願いいたします。それでは、これからの進行は、大西部会長にお願いいたします。

○大西部会長：

札幌医科大学の大西でございます。本日の議題は、次第にありますとおり、報告事項1件、協議事項1件となっております。協議事項に関しては「北海道受動喫煙防止対策推進プラン(案) [案] について」となっております。この推進プランは、これまでの専門部会での協議を踏まえ作成した素案について、道議会への報告、パブリックコメントの実施、道民の健康づくり推進協議会への報告等を行ってきました。本日は、パブリックコメントを踏まえた計画「案」の(案)の協議を行うこととしております。会議の進め方ですがはじめに、報告事項として道民意見(パブリックコメント)と、子ども版パブリックコメントの状況を報告したのち、協議事項として計画「案」の(案)についてを予定しております。それでは、事務局から順に説明をお願いします。

2 議 題

(1) 報告事項 道民意見提出手続実施結果の概要について

○大西部会長：

それでは、まず報告事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局(新井専門員)：

健康づくり係の新井と申します。パブリックコメントの実施結果について資料1、2、3にてご報告します。資料1をご覧ください。

12/8～1/9までの実施期間中に、個人4名、7団体から42件と、多くのご意見をいただきました。意見募集要領については4ページ目に要領がありますのでご参照ください。ご意見の約6割が推進プランの素案内容に相違ないものや、推進プランの本文は修正しないが今後の施策の参考とさせていただきたい意見と考えております。この42件のうち、普及啓発や学習機会の確保といった「第7具体的施策」やサードハンドスモークや歩きタバコといった、「第9その他の取り組み」に多くご意見をいただきました。主な意見については、5主な意見の概要でお示ししています。このようなご意見を踏まえまして、主なご意見に対する事務局の考えを整理しましたので資料2でご説明します。

資料2は素案の項目に分け、左にご意見、右に事務局の考えと文言修正の有無について整理しております。推進プランの本文に修正を要するご意見と考えるものが1件ありますので、こちらから説明します。5番目の学習機会の確保について「「出前講座」は、その対策に積極的ではない企業や団体を対象に行うべき」とのご意見をいただきました。現在のプランでは「積極的に受動喫煙対策に取り組む企業や団体に対し出前講座を行う」旨の記載となっておりますことから、事務局としては、条例の基本的な考え方に基づき、積極的な企業や団体以外にも受動喫煙防止対策の理解を深めることができるよう、文言修正を行っていきたいと考えております。詳細については、協議事項でご説明します。

次に、その他ご意見について抜粋して説明します。学習機会の確保について4番になります。道民・企業等への学習機会の確保として子どもや市民講座を通じての学習機会について確保すべきとご意見いただいておりますが、引き続き、健康教育資材の提供や講座を実施し行きたいと考えております。具体的には、各保健所や市町村によるイベントでの学習機会の確保や、関係団体や各保健所から企業へ事業者向け教材(DVD)を周知するほか、受動喫煙防止対策の実施状況調査に合わせた通知、未成年者喫煙防止講座の実施等、引き続き行っていく考えです。

続いて、分煙環境について9番になります。受動喫煙対策を推進する上で分煙環境の整備は必要であり、地方たばこ税の活用や道助成等のご意見をいただいているところです。事務局の考えとしましては飲食店等に対して国の助成金等の活用を周知するほか、市町村に対しては、地方財政措置等に関する情報提供を行っていきたいと考えております。具体的には、総務省が発出している通知や分煙施設整備の事例集、助成金の案内等についてポータルサイト及び道立保健所等からの周知に加え、定期的に行っている市町村への健康づくり情

報の配信にて周知を行っていく考えです。

次に、サードハンドスモークについて11番になります。

周知に関するご意見を多数いただいておりますが、事務局の考えとしては、健康影響がまだ明らかになっていないため、引き続き、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知して行きたいと考えております。

最後に、歩きタバコ等について12番になります。歩きタバコについては、条例で規定すべき、歩きタバコをしている者への罰金、歩きタバコを減らしていく取組として分煙施設の整備が必要などの意見があり、屋内での喫煙について法が整備され、一般的にも認知され、屋外での喫煙者が増えたことも一因かと推測しております。事務局の考えとしましては、条例は、あくまで、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないことを基本理念としております。歩きタバコ等の防止については「空き缶等の散乱の防止に関する条例」で規定されていることから、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて周知して行きたいと考えております。資料2については以上です。

続きまして、資料3子どもパブコメについて説明します。令和5年4月に子ども基本法が施行され、こども施策を策定・実施・評価する場合は、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務化されたことを踏まえ、本プラン素案の概要のやさしい版を作成し、10問の質問と自由記載により、意見聴取しました。12/8～1/9で実施し、11名の子ども・若者から回答をいただき、うち5名から自由記載としてご意見をいただきました。やさしい版については、4ページ目に要領がありますのでご参照ください。

回答については、小学生が7名、中学生、高校生がそれぞれ2名となりました。結果の概要ですが、問2タバコの煙の健康影響や問6喫煙・禁煙表示の認知度等受動喫煙について理解がある回答となった一方で、問5おうち以外での受動喫煙の機会については7名があると回答がありました。問8の受動喫煙等の学習機会について4名が学校で学んだことがないと回答しておりますが、この4名について学年は不明ですが、いずれも小学生であり、学習指導要領で定めるタバコの健康影響を授業で学ぶのが小6となっていることから、今後、学習の機会があるものと推測しております。自由記載欄ですが、喫煙所の設置場所や喫煙者の喫煙状況等についてご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、歩きタバコ等については健康増進法や受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて周知していくこととし、適切な分煙環境の整備については、飲食店等に対して国の助成金等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外喫煙所設置への地方財政措置等に関する情報提供を行っていくこととし、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。資料1、2、3について以上です。

○大西部会長：

ただいま、事務局からパブリックコメント結果についての報告がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

○各委員等：
（意見なし）

○大西部会長：

子どもたちからの意見をもらうことは重要であると思います。具体的に、どういう学校にどこまで周知して、回答があったか詳しく説明していただいてもよろしいですか。

○事務局（新井専門員）：

道庁担当課より、道内の小中高へ通知文発出の他、広報等により周知を行っています。各校には生徒へ周知いただき、11名から回答がありました。

○大西部会長：

特に、受動喫煙に関する学習をした後にこのような調査を行ったのでしょうか。

○事務局（新井専門員）：

学習機会の有無に関わらず、子どもの意見聴取するため、実施しております。なお、本推進プラン以外の他の道計画素案につきましても同様にパブリックコメントと同時に、実施しております。

○大西部会長：

学校教育で受動喫煙防止や道条例の学習機会が増えてくるので、学習後の子どもの意見を聴取できるとより良いと思います。

（２）協議事項 北海道受動喫煙防止対策推進プラン（案）〔案〕について

○大西部会長：

続いて、協議事項に移ります。計画案（案）について事務局から説明をお願いします。

○事務局（新井専門員）：

資料4新旧対照表、資料5推進プラン「案」の（案）について、説明させていただきます。資料4をご覧ください。

先ほど報告事項でご説明しましたパブコメ意見を踏まえ、素案では「受動喫煙防止対策に積極的に取り組む企業や団体を対象に」としておりましたが、条例の基本的な考え方や事業者・関係団体等の役割等を考慮し、「受動喫煙防止対策に積極的に取り組むことができるよう、企業や団体を対象に、従業員等の受動喫煙に関する知識を深めるため、出前講座等を実施します。」に文言修正したいと考えております。

続いて、資料5ですが、資料4を踏まえ、文言修正したものとなっております。該当箇所はP5ですのであわせてご確認ください。資料4、5について以上です。

○大西部会長：

ただいま、事務局から計画の修正について説明がありました。素案では積極的に受動喫煙対策に取り組む企業・団体にのみ出前講座を行うと受け止められる表現から全ての企業・団体へ関わっていく表現へ修正するというのですが、ご質問、ご意見はございませんか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

それでは、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から本日の議事全体を通して何かご質問やご意見はございますか。

○事務局（新井専門員）：

資料6に基づき、今後のスケジュールをご説明します。今回の協議事項を踏まえ、1月26日開催の道民の健康づくり推進協議会へ報告後、道議会へ報告します。今後の議会議論等を踏まえ、事務局で修正させていただきます。次回は3月上旬に開催し、令和5年度の事業評価について報告する予定です。開催方法については事務局で別途検討したいと考えております。引き続きよろしく申し上げます。以上です。

4 閉 会

○大西部会長：

これで予定の議事は全て終了しました。本日いただいたご意見や今後の議会議論等を踏まえて事務局が作成した推進プラン（案）の最終案について、私のところで確認させていただいた上で、修正の有無を含めて判断させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○事務局(石川課長補佐)：

大西部会長、ありがとうございました。本日の資料及び議事録につきましては、後日、皆様のご確認を経まして、ホームページで公表をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回受動喫煙防止対策専門部会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。皆様は「退出」ボタンをクリックし、ご退出いただきますようお願いいたします。